

(区西南部圏域)

資料4-2

地域医療支援病院の名称承認申請について

開設者名	地方独立行政法人東京都立病院機構	開設者所在地	新宿区西新宿二丁目8番1号
病院名	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立広尾病院	病院所在地	渋谷区恵比寿二丁目34番10号
診療科目	内科、血液内科、糖尿病内分泌内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、精神科、脳神経内科、小児科、外科、消化器外科、心臓血管外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、救急科、病理診断科		
指定等	保険医療機関、東京都指定二次救急医療機関、東京都指定三次救急医療機関、救命救急センター、東京都基幹災害拠点病院、東京都へき地医療拠点病院、労災保険指定病院、生活保護法指定医療機関、児童福祉法指定療育機関、障害者自立支援法指定自立支援医療機関、難病医療費助成指定医療機関、基幹型臨床研修指定病院、東京都脳卒中急性期医療機関、東京都CCUネットワーク加盟施設、急性大動脈スーパーネットワーク緊急大動脈支援病院、		
病床数	408床(一般病床378床、精神病床30床)		
申請概要	<p>(申請に当たっての考え方)</p> <p>1. 理念・概要等 当院は一般病床378床、精神病床30床の許可病床数408床を有し、31の診療科目の診療科を持つ総合病院です。現在の当院が行う行政医療は、救急医療、災害医療、島しょ医療、外国人医療です。 救急医療では、救命救急センターおよび東京ER・広尾において、24時間365日安心して治療を受けていただけるよう、軽症から3次救急(重症)まで、あらゆる救急に対応しています。また、救急隊と連携したドクターカーでの近隣救急現場での対応や、近隣医療機関からの緊急のご依頼にも迅速に対応できるよう連携を強化しています。 災害医療では、区西南部保健医療圏の災害医療中核病院として、DMAT等の災害派遣はもとより、各種防災に関する取組を行っています。 広尾病院では、島しょ地域からの救急空路搬送患者の90%以上を受入れるなど、その中心的役割を果たしています。また、島しょ診療所からの画像伝送や5G回線を用いた超音波画像における診療支援、医師や看護師の派遣応援を行うなど島しょ地域の医療も支えています。</p> <p>2. 地域医療支援における役割 地域医療については、地域の医療機関との連携強化を図るため、連携医登録制度を導入しており、令和6年4月時点で、登録医療機関数786機関、登録医数は1,245人となっております。紹介・逆紹介の推進についても令和5年度で紹介率54.4%、逆紹介率75.1%となっております。また、令和5年6月の地域医療構想調整会議を経て、紹介重点医療機関として指定いただいたことを励みに、今後もより一層、地域医療機関との双方向の連携を強化していく方針です。</p> <p>3. 感染症医療に関する取組 令和2年7月に新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関として指定され以降、最大 240 床のコロナ病床を確保。令和5年の5類移行後も必要な病床数を確保し、患者受入を継続してまいりました。その経験を活かし、令和 6年、東京都と「医療措置協定」を締結し、新興感染症発生・まん延時において、東京都からの要請を受けた際、病床の確保等、医療措置を実施してまいります。有事の際においては、他の病院に先駆けて感染症医療に取り組んでいくとともに、平時においても地域全体の感染症対策、感染症医療に貢献しています。</p> <p>4. 災害医療に関する取組 当院は区部唯一の基幹災害拠点病院として、平成9年に指定されて以降、災害時の活動の基礎となる救急医療を充実させるか、BCPの作成に先鞭をつけて他院のモデルとなり、その普及を図るため、より実践的な災害対策訓練の実施において他の医療機関の見学を受け入れるなど、減災対策支援センターが中心となって、災害時の医療的提供体制モデルとして様々な活動を積み重ねてきました。 現在は、基幹災害拠点病院としての役割を持つとともに、区西南部の地域災害医療コーディネーターを擁する「地域災害拠点中核病院」として、地域災害医療連携会議を主催し、災害医療図上訓練の立案、調整などを実施しています。 また、東京 DMAT に設立当初の 2004 年から参加しており、その後設立された日本DMAT についても2班体制出動可能な体制を確保しています。看護部門では、病棟、外来等で災害・救急シミュレーションを実施し、災害に関する様々な研修を実施するなど、災害医療の知識や訓練の充実に努めています。</p>		

事項

① 紹介患者に対し医療を提供する体制が整備されていること

次のいずれかに該当 紹介率80%以上 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

② 共同利用のための体制が整備されていること

共同利用に関わる規定 利用医師等登録制度(開設者と直接関係のない医療機関が5割以上) 共同利用のための専用病床

③ 救急医療を提供する能力を有すること

24時間重症救急患者の受入に対応できる体制(医師等医療従事者、施設使用) 重症救急患者のために優先的又は専用で使用できる病床
次のいずれかに該当 救急自動車により搬送された患者数が1,000以上 救急自動車により搬送された患者数が二次医療圏人口の0.2%以上

④ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修行わせる能力を有すること

研修プログラム 研修全体の教育責任者及び研修委員会 施設、設備 年間12回以上主催(前年度)

⑤ 医療法に規定する施設を有し、構造設備が要件に適合すること

集中治療室 化学、細菌及び病理の検査施設 病理解剖室 研究室 講義室 図書室
 救急用又は患者輸送用自動車 医薬品情報管理室

⑥ 諸記録を備えておくこと、体系的に管理すること、閲覧させること

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の備え 諸記録の管理責任者及び担当者を定め、分類した管理
 諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧場所を定め、見やすいよう掲示

⑦ 地域医療支援病院が設置すべき委員会を設置すること

委員構成(医師会、行政機関、学識経験者等) 定期的な開催(4半期に1回程度)(前年度)

⑧ 病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること

患者相談窓口及び担当者の設置

⑨ 居宅等における医療の提供の推進に関する支援を実施すること

居宅等で医療を提供する医療提供施設等の連携の緊密化のための支援 医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供

⑩ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと

平常時から感染拡大時を想定した対応方針等の整備 感染拡大時には感染症指定医療機関等と連携し、患者の重症度に応じた積極的な受入や
自院の特性を活かした医療を提供
(参考) 感染症法医療措置協定締結医療機関 (第一種協定指定医療機関 第二種協定指定医療機関)

⑪ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること

平常時からBCPを策定し、研修及び訓練の実施や必要な備蓄を行う等体制を整備 災害発生時には区市町村等と連携を図り、傷病者を受け入れる
(参考) 東京都災害拠点病院 東京都災害拠点連携病院